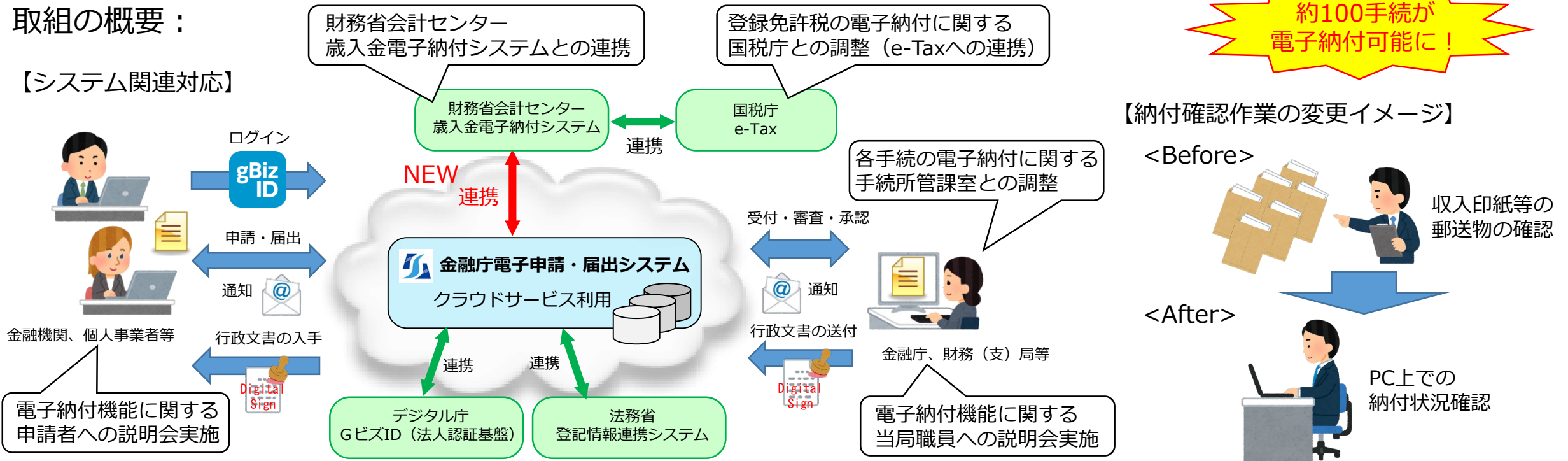


金融庁電子申請・届出システムの電子納付機能実装による業務効率化

取組の目的：金融庁電子申請・届出システムに電子納付機能を実装し、申請・届出における各種手数料や登録免許税の電子納付を促進することで、収入印紙等による納付の事務処理負担を低減する。

取組の概要：

【システム関連対応】



約100手続が
電子納付可能に！

【納付確認作業の変更イメージ】



取組の効果：職員の作業負担低減、手続処理期間の短縮、申請者の費用負担・作業負担低減

- 当局職員（各財務（支）局等、金融庁）の収入印紙等の納付に関する確認作業（郵送物の受取・開封・確認・保管等）の負担は、**年間約20,000時間を削減**できる見込み。
- 収入印紙等の郵送は普通郵便で当局職員の受領まで2～3日程度の日数がかかるが、電子納付の場合は**即日で納付状況の確認が可能**。
- 金融機関等の申請者における郵送料の負担や郵送作業（収入印紙等の購入、台紙貼り付け、投函等）の負担が削減される。
※電子納付は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が提供するPay-easy（ペイジー）サービスの利用となり振込手数料等は発生しない